

2008 年第 151 號法律公告

《2008 年商船 (限制船東責任) (利率) (修訂) (第 2 號) 令》

(由金融管理專員根據《商船 (限制船東責任) 條例》(第 434 章)  
第 19(1) 條作出)

1. 為限制基金的目的而訂明的利率

《商船 (限制船東責任) (利率) 令》(第 434 章，附屬法例 D) 第 1 條現予修訂——

- (a) 在 (q) 段中，廢除“為 6.76%。”而代以“至 2008 年 5 月 29 日止為 6.76%；”；
- (b) 加入——  
“(r) 自 2008 年 5 月 30 日起為 5.88%。”。

金融管理專員  
任志剛

2008 年 5 月 23 日

註 釋

根據《1976 年海事索賠責任限制公約》(該公約根據《商船 (限制船東責任) 條例》(第 434 章) 而適用) 第 11 條第 1 段規定，船東及救助人可藉設立限制基金而限制其海事索償的責任。限制基金由該公約列出的數額以及該數額所衍生的利息組成。

2. 根據該條例第 19 條，金融管理專員可不時為根據該公約第 11 條第 1 段所設立的限制基金訂明適用的利率。本命令訂明在 2008 年 5 月 30 日或該日後適用的新利率。